

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 令和元年10月24日（木）午後3時00分から午後5時03分まで

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 田 村 政 喜（横浜地方裁判所第6刑事部部総括判事）

裁判官 治 部 宏 樹（横浜地方裁判所第6刑事部判事補）

検察官 本 田 恭 子（横浜地方検察庁検事）

弁護士 永 合 大 輔（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 （非公開） （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 70代 女性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 50代 女性（以下「6番」と略記）

（記者クラブ記者 2名）

議事要旨

（司会者）

それでは、お時間となりましたので、裁判員経験者の意見交換会を始めたいと思います。私は、本日の司会進行を担当します、この横浜地方裁判所第6刑事部で裁判長をしております田村政喜と申します。どうぞよろしくお願いいたします。裁判員裁判の裁判長を務めるようになってから7年ほど経験しております。1年間に10件ほど担当しますので、これまで数十件の裁判員裁判を経験し、裁判員、補充裁判員の方とは延べ数百人の方と御一緒させていただいております。その度ごとに裁判員の方々は真剣に事件と向き合って法廷での審理に臨み、そして真剣に考え、質問してくださり、意見交換をして、判決に至るという経験を重ねておりまして、いつも頭が下がるなという思いがいたしますし、真剣に取り組まなければならないな

という初心に返る気持ちを持たせていただいているところです。裁判官は、こうして日々裁判員の方々と御一緒に仕事をさせていただくことによって、裁判員の方ならではの貴重な御意見を言っていただくと、雑談のときも含めてお話をいただくことで、肌で貴重な経験をする事ができるわけですが、検察官、弁護人の方々はなかなかそういった機会を持つこともできないと。そうなりますと、こういった経験者の方々からお話を伺うというのは非常に有意義な機会ということになります。そういった意味で経験をお話いただくということは次につながる、後日の裁判員裁判をよりよいものにすることにつながると思いますので、そういった意義があるとお考えください。また、先ほど録音させていただいておりますと言っていました。緊張しますよね。それで、議事録ができると、それが裁判所のホームページにアップされるんです。そんなものを御覧になった方というのはなかなかいらっしゃらないかもしれませんが、興味のある方はそういうものを見ることによって、ああ、なるほどと、裁判員を経験するとこういう感想を持つのだということ、そうか、じゃ私もやってみようかという気持ちを持つ方が出てくるということになれば、更に多くの方に皆さんの経験を共有していただくことができると思います。今日の会はそういう意義があるということをお考えください。ただ、そうはいっても、そうすると何かすごくちゃんとしたことを言わなきゃいけないのかなと思うかもしれませんが、何か獲得目標があるわけでもない、今日は2時間いろんな話を伺って、皆さんの思いのたけを話していただければ結構だということでございます。是非いろいろお話を伺えればと思います。

それではまず、この席に出席している検察官と弁護士と裁判官に簡単に自己紹介していただこうかなと思います。簡単にお名前と所属ぐらいで結構ですので、まず検察官から。

(検察官)

横浜地方検察庁の検事の本田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。この4月に横浜地方検察庁に配属になって、公判部で裁判を担当しております。今日

は皆様の貴重なお話を聞けるので、楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

弁護人の方から。

(弁護士)

神奈川県弁護士会所属の弁護士の永合大輔と申します。裁判員裁判は今年のゴールデンウィーク明けに初めて経験しまして、まだフレッシュな状況ですので、私の経験をもとにお話できればと考えております。皆様からの御意見も今後の弁護人活動の参考にさせていただきたいと思っておりますので、今日はよろしくお願いいたします。

(司会者)

じゃ、治部さん。

(裁判官)

司会の裁判官と同じく横浜地方裁判所第6刑事部所属の裁判官の治部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。この会の意義は先ほど裁判長の方から申し上げたとおりですけれども、私、平成29年から裁判官やってみまして、私のような若手にとってもいい勉強の機会になりますので、どうぞ忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

それから、一々紹介はしませんが、傍聴席に検察官、それから弁護士会から来ていますし、今日報道関係者の方も、前列のお二人がそうなるわけですか。後に質問の機会も設けたいと思いますので、その機会に何か質問があれば。また、裁判員の方からもその機会に、報道機関の方に言いたいことがあればそのときにおっしゃっていただければと思います。

さて、そろそろ入っていきたいと思いますが、本日の進行について大まかな説明をいたしますけど、まず参加者の方それぞれから裁判員を経験しての全般的な感想

などをお伺いいたします。その中でもし不安に感じたことなどがございましたら、また逆にこんなことがよかったとかあればそんな話をお伺いできればと思います。それを前半の方にある程度お話を伺った上で、先ほど冒頭にも少し触れましたように、検察官や弁護人による法廷での主張、立証活動についての御感想などをお伺いできればと思っています。前半がおおむね裁判員を経験、務めてみての御感想などについて、後半が法廷での審理についての御感想などをお伺いできればなと思っています。

今日御出席の方は、主に犯罪が成立すること自体にはおおむね争いがない事件を担当した方々であると伺っております。刑を決めることが中心になったわけですが、それだけに量刑を決めるに当たってどこが肝になるのか、どこに検察官と弁護人の言い分に対立があるのかといったところが難しかったかもしれないなと思います。そんなところもお伺いできればなと思っています。私が司会進行してまいりますけれども、こういう話をしなきゃいけないとかいう縛りがあるわけでも全くありませんので、皆様からその過程でいろんな、思いつきでも結構ですから、御意見を伺いながら進めていきますし、その途中で出席している検察官、弁護士の方、裁判官からも適宜質問していただければなと思っています。そういった形で進めたいと思います。それでは、入っていきたいと思います。先ほど申し上げましたように、まず前提、本題に入るに先立ちまして、まずは御出席の裁判員の皆様それぞれから御担当された事件の概要についてお話いただいて、その上で参加されての全般的な御感想をお話いただければなと思っています。1番の方からということでしょうか。1番の方から、大分昔の、2年ほど前の事件になって申しわけないですけども、お話を頂戴できればと思います。

(1番)

担当しました案件は覚せい剤密輸です。台湾からの覚せい剤の密輸に関わった方、その方の量刑を決めるというような内容の裁判だったかと思います。感想を述べるような感じでよろしいですか。

(司会者)

ええ，感想でも不満でも。不安に思ったことでも，不満に感じたことでも。

(1 番)

裁判員を初めてやらせていただいて，言い方に語弊がありますが，興味本位というところも正直ありまして，とはいえそういう法律とか裁判とかに関わることも人生の中であまりなかったことなので，自分の中で見識を広めたいとか，学んでみたいとかもありまして，積極的に参加させていただいたというところでございます。ただ，普段の仕事をしているさなかで，裏でこういった裁判員の職務を託されるところでございましたんで，通常の業務との並列というのが正直言うとなかなか難しいところ，不安なところというのがあったというのがやった上での感想でございますかね。

(司会者)

ありがとうございます。興味を持って参加して下さったということで，非常にありがたく感じております。トップバッターで申しわけございませんでした。また少しずついろいろお話を伺いたいと思います。次，2 番の方，いかがでしょうか。

(2 番)

担当したのは殺人未遂，銃砲刀剣類所持等取締法違反という案件で，こちらも争点としてはやったことには争いがなくて，量刑をどのようにするかというお話でした。経験した全般の気持ちとしては，なかなか銃とかというのはテレビで，ドラマとかで見るようなぐらいの感覚でしかないですけども，実際のものを触ることもあったので，やっぱりちょっと怖いとか，想像すると恐ろしいというのは後々で感じたところがありました。ただ，話を持つ場においては自分たちの身の方は安全を確保していただいていたので，特に何かそれ以外のことで不安になることはありませんでした。そんなところですよ。

(司会者)

拳銃を使った案件で，お亡くなりには幸いならず済んだという事件ですね。

(2 番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。次，3 番の方，いかがでしょうか。

(3 番)

扱った事件は，薬物犯罪について，あと銃刀法違反の両方でした。それで，私がちょっと感じたことは，最初裁判員の封筒が来て，えっ，と思ったんですけど，最後にこちらに何名か集められて，そのときにまた最後の抽選をしましたよね。そのときに殺人絡みの事件とか，ちょっと猟奇的な事件とかだったら何が何でも絶対お断りしようと思ったんです。耐えられないと思って。どういう案件かお聞きしたときに，銃刀法違反と大麻ということを知ったので，だったらちょっとやってみようということで，そこから結構積極的な感じでやらせていただきました。

(司会者)

銃刀法違反というのは，拳銃の弾を持っていた事件ですね。

(3 番)

そうです。

(司会者)

そういう意味では，弾を見ることがあったけれども，ただ殺人というような事件ではなかったので，まだ気持ちが少しは楽なところがあったと。

(3 番)

そうです。そのちょっと前に川崎の方で，老人施設で何名も突き落として殺しちゃった事件とかありましたよね。ああいうのだったら絶対に精神的に耐えられないと思って，あと虐待の事件とか，そういうのだったらお断りしようと思ったんですけど，争う事件ではなかったので，それでそういう意味では安心して引き受けました。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方も同じ事件でしょうか。

(4番)

3番の方と同じ事件でした。薬物販売、使用と、実包ですか、持っていたということでした。1年以上前のことですので、今日お伺いしてからちょっとずつ思い出そうと今考えているんですが、まず茶色の封筒が自宅に届いてからの進んでいく過程のドキドキしたことがやっぱり非常に覚えております。それと、新聞ですとか物語で読んでいたような、この制度に自分が参加するんだなということが日に日に実感として分かってまいりまして、不安ということよりも役に立つのかなということと、あと知らないことばかりだろうから、しっかり見ていきたいなという気持ちがありました。おっしゃるように担当させていただいた事件がそんなに重いというふうなものではなかったもので、幸いでして、これがもっと重要な重いものだったら一体どういうことになったんだろうなと終わったときには感想として持ちました。

(司会者)

ありがとうございます。続いて、5番の方、お願いします。

(5番)

外国人の女の人が離婚した旦那さんを刺しちゃったという事件なんです。それで、殺人未遂か、殺意があったのかというところを裁判にかけられたんですけど、通訳が入ったんです。あれでは本当に被告人の言い分が全然分かりませんでした。通訳で邪魔された感じで、それに通訳が入る必要なかったんじゃないかなとあとで思いました。日本で暮らしていて、日本語が分かるんですから。

(司会者)

直接肉声で伝わってこないのも、内容としては来るけれども、実感を持って伝わってこなかったというところでしょうかね。

(5番)

それで、事件自体も何か夫婦関係のけんかみたいなことで、殺意があったとか、ないとか、いろいろすごく細かく検証していたんですけど、結局私ら素人はそうい

ういろいろどういうふうに判断するか分からないけども、瞬間的な殺意はあるというふうに結論づけました。

それと、名簿に載りましたよというお知らせが来たときには、率直な気持ちで裁判員なんだ、裁判員の候補になったんだと分かった時点では、稼げるなど、少しでも、年金生活で収入の当てが他になくて、ちょっと稼げるなどという、頑張ろうと思いました。それで、来てみてから本当にすっかり変わりました。裁判員制度というものを本当に自分にとって、来てからとても大切にされている感じがあって、部屋もみんなが集まって、評議室ですか、あれもすごく自分大切にされているなど70年目にしてすごく感じました。自分が国に大切にされているような感じ。それで、何か今まで日本国民という感じ、いつも受け身で不満とかいろいろ、税金ばかり払わせてとか、いろいろ不満はあるけど、自分が主体、国民なんだとすごく自覚しました。私たちみたいなベビーブーマーの世代の人というのはビートたけしさんが、同じ世代ですけど、昔赤信号みんなで渡れば怖くないということをやっていたんですけど、そういう時代で生きてきた自分らなんです。それで、いつも自分が主体という感じも本当になしでずっと生きてきたなということをやここに来て初めて自分、主体性、人間こういうふうな、人間として、主体性を持った人間、持たせなければ、やっぱり国としてここは肝心なところじゃないかなと思いました。

(司会者)

進行している立場ですけど、伺いながらああ、なるほど、そうだよなと思って伺っていたのは、主権者としての主権の行使の一部なんですよ。国会議員を選ぶとか、選挙権を行使するというのは、まさに自分達の代表を選んで国会に送り込んで、政治をしてもらおうと。裁判という過程にまさに主権者の一人が加わってくるということで、だからまさに直接行使しているんですよ。非常に今そうなんだと、当たり前のことを気付かされたような気がします。

(5 番)

行政とか、立法とかは選挙があつたりするじゃないですか。司法は本当に普段の

生活に、この70年自分でも関係ない、全然違う、関係ない世界だったわけです。
でも、ここはすごく国として肝心なところだなと思いました。

（司会者）

そうやって意義を感じて御参加いただけるというのはありがたいですし、こうやって自分たちが気付かないことを、気付かないというか、忘れかけていたことを気付かされているというのは非常にありがたいなと思います。どうもありがとうございます。6番の方、お願いできますか。

（6番）

私が担当したのは逮捕監禁、傷害致死、それに加え覚せい剤取締法違反で。本当に裁判中はドキドキだったんですけど、一番ドキドキだったのが、一番最初に横浜地方裁判所から手紙が来たとき、私何かしっちゃったんだろうかという、もしかして旦那が何か、うそ、昨日まで笑っていたのにみたいな、そんなことから、でもちょっと開けてみようから始まったドキドキから、その約1年後に本当に裁判員に選ばれちゃったというのが来て、どうしたらいいのという、まず一番最初の大衝撃から本当に裁判になって、裁判をしている途中のドキドキ、そんなことしっちゃったんだ、ここについての罪を決めるのねとか、本当に何も分からないままの、私みたいな者がいていいんだろうかという、本当にドキドキだけだった最初だったんですけども、裁判長や裁判官の皆様の御指導のもと、ああ、そうか、そうかと一つずつ、一步一步階段を上るような感じで最後の罪状を述べるところまで来て、ああ、終わったんだという達成感というか、一連の流れをもしドラマとかで撮ってくれたらすごく変化があったぞという、こんな感じで本当に普通の主婦で、本当に普通にパートしているだけなので、全く私がどのように関わっていけるんだろうかということの方が最初大きかったので、今こうして、しゃべるの上手じゃないんですけど、そういうことを伝えられる人もいたほうがいいのかと思って今回もこのお話のところに参加をさせていただきました。

（司会者）

ありがとうございます。皆さんいろんな感想をお持ちになりながら御参加してくださったようですけれども、やっぱりまずは関わりがありませんもんね、普段裁判というものと。ドラマで出てきたりはするし、ニュース報道で見ることはあっても、自分とはちょっと離れた世界。そんな裁判所からまず封筒が届くと、まずそこがドキドキして、何があったと、何かなと思ってドキドキしながら、裁判所に結局は御参加いただいているんですが、裁判が始まる1週間ぐらい前に来ていただいたんじゃないかと思います。あのときにやっぱりドキドキしながらお越しになったという感じでしょうか。

(6 番)

はい。

(司会者)

そのドキドキ感、法廷に入るときというのはやっぱりドキドキしている状態でしたか、皆さん。人によるのかもしれないですけど。ドキドキはされていましたか。

(5 番)

ええ、すごくドキドキしました。別の扉から裁判員の人たち入りますでしょう。そのとき後ろの控室で待っている間に・・・。

(司会者)

裁判官と一緒に控室から扉をあけるといきなり法廷になっているわけです。

(5 番)

ええ。それで、しんとしているし、控室ではしゃべってはいけないんですよ。

(司会者)

禁止なわけじゃないですが、あそこで話すと、割と扉薄いもんですから。

(5 番)

だから、本当にやっている間はすっかり緊張してやっていました。

(司会者)

途中で少し緊張がほぐれていって、不安は少しずつなくなっていったということこ

ろはあるんでしょうか。大きくうなずいてくださってありがたかった。6 番の方、それは何かきっかけというか、どんなことでだんだんそれが少し回復されてきたのでしょうか。

(6 番)

まず、自分がやるべきことがしっかりと分かってきたというところもあると思うんですけれども、あと 1 人でやるわけじゃないから、ここに集まったみんなで話合っ
て決めることだからということが、まずそうか、じゃ大丈夫かなと思えた第一歩
でした。そこから、いろんなドキドキがあったんですけど、全てやっぱり初めての
ことだったので、ドキドキはしたと思うんですけれども、控室とかの緊張感、そし
て扉を開けて入る瞬間とか、最後とかちょっと格好いいとか思うぐらい、格好いい
な、あと何回ここから入れるのかなぐらいのほぐれ方をしていたんですけども、だ
んだんやっぱり自分でステップを踏んでいる感じはすごくしていました。

(司会者)

それは、何をやるかということをもだんだん実感してきたことが大きかったという
ところですか。

(6 番)

はい、そう思います。

(司会者)

このあたりのところいかがですか。皆さんそれぞれ感じ方が違うかもしれないで
すけども。逆に私はそんなに不安でもなかったですねというのものもあるかもしれない
です。5 番の方も不安を感じていたんですか。

(5 番)

もちろんです。あのとき裁判長と裁判官が黒い衣装があるんですよ。でも、私
たちには衣装がないんで、何かその辺ちょっとどうしたらいいのかなと考えました。
やっぱり何着てきても黒い服で覆われていれば、すごく、何というのかな、服装の
ことには随分気を遣いました。

(司会者)

確かに扱っている事件の事柄の重みから服が、それがどう映るんだろうかとか。

(5 番)

ええ、そうです。

(司会者)

そういうところまでお考えになっているわけですね。いろいろ各人ドキドキとか、不安とか、何でそんなに不安を感じるんだろうかと思うことってありますか。今考えてみると、だんだん不安もとれてきたわけですが、何でそんなに、使用前、使用后みたいですけど、最初にすごく不安を感じさせたのは何だったんだろうかとか、何か思われる方っておられますか。後に続く人に裁判員の呼び出しが来たんだと、思っているときに同じだよと、不安に思ったけどねと、あれはこういうふうにするから、不安なんだけども、でもさっきやることが分かってくればなくなるよという話ですけど、何がそんなに不安にさせていたのかなとか、お気づきになったこととかありますか。

(5 番)

やっぱり自分の判断力を求められる、被告人の人生を左右するような判断をしなくちゃいけないわけでしょう。だから、それがまた自分に自覚ができたという要のところなんですけど、やっぱりそこだと思います。それは仕方ないんじゃないんですか。そういう仕事だから。

(司会者)

他の方はいかがですか。例えば1 番の方はどちらかというと興味があったというところで、お仕事との両立なんか難しかったというところありますけども、今出ていたお話ほどはあまり不安は感じることはなかったというところでしょうか。

(1 番)

そうですね。怖いとかそういう感じではなかったんですが、先ほど5 番の方もおっしゃったとおり、やっぱり一人の人生に影響を及ぼすことも当然あることなんで、

それに対して、テレビの前でああだ、こうだ、いちゃもんつけたり、文句言ったりとか、そういうレベルとは全然次元が違う話なんで、自分の中でどこまで責任感とか自覚とかを維持できるかなという、そういう意味でのプレッシャーみたいなのはあったかなと思います。

(司会者)

今3人ぐらいの方がお話ししたのもお伺いしているとやはり責任感があるから、ちゃんと責任を持ってやらなきゃいけないだろうと、それで務まるだろうかというようなことを考えて、要するに本当に当たり前のことですけど、それだけ真剣にお考えくださって、それで何をすればいいのかということがだんだん分かってくる、みんなでチームでやるんだということが分かってきて、だんだんとそこが納得できてくるというか、だんだん解消していくということなんだろうかな。そうはいつでも2番の方とか、銃を触るなんてないですからね。

(2番)

そうですね。法廷の場所で実際に使った銃と弾の薬きょうですか、を触る機会はありまして、重たかったんで、こんなもん持ち歩くなんてというのは思いました。

(司会者)

2番の方の事件は殺人未遂で、基本は争いはないんですけど、銃で撃った、撃つ瞬間の・・・。

(2番)

殺意の有無。

(司会者)

それだけに銃の重さとか、これだけの重さのものを持ってとかいうことが・・・。

(2番)

どこでどれくらい殺意あるのか、ないのかという話とかはありました。

(司会者)

あったそうですね、拝見すると、資料。それだけに銃も触ってみる必要があった

ということなんですかね。

(2 番)

そうです。裁判長の方が触ってみますかという感じで、全員触ってという感じでやっていました。

(司会者)

触ったことある。

(裁判官)

ないです。

(司会者)

裁判官もそんなにないよね。

(裁判官)

ないですね。

(司会者)

一番触ったことあるのは検察官かもしれないですね。なかなか日常体験しないことですから。覚せい剤の密輸とかいう方もそんな大量の薬物を見るなんていうことないでしょうし。あとは、唯一お亡くなりになっているのが6 番の方の事件で、6 番の方の事件は殺人ではないけれども、みんなでリンチみたいな形であって、なかなかない事件ですよ。

(6 番)

はい。

(司会者)

今ドキドキ感とか、不安とか、それはどうやって解消していくかという話をお伺いしましたけど、あと少し先ほど1 番の方から出ていましたお仕事との両立というようなところの話が出ましたけれども、そのあたりで御苦労されたこととか、何かお感じになるところとか、更には裁判に携わる私どもに対してこういう工夫もあり得るんじゃないかとか、何かございましたら頂戴できるとありがたいんですが、両

立に当たってどのあたり御苦労されたとかいうのはございますでしょうか。それぞれお仕事などお持ちだと思んですが、御家庭とか。1番の方はいかがでしょうか。

(1番)

会社としては本当に非常に理解があったんで、裁判員をやることについては逆にポジティブに許可をいただいたところではあるんですが、実際のところ社外の取引先のところとかに対してあまりそういった事情で時間をかけたりとかいうところが必ずしもできない場合もあったり、できる場合もあったりですけど、そういうところなんで、後から話せばそういうことだったんでということもあるとは思いますが、割と1日に休憩時間もあるとはいえ長時間拘束されるところで、パソコン開いて作業したりとかというのもなかなか難しいところもあったりするんで、具体的にどう対策したらいいのかというのはすぐに思い付く話でもないですが、割と集中してこっちに専念できればいいんですけど、なかなか片や裏で動いている通常業務がどうなっているかというのはちょっと気掛かりで、その辺のバランスのとり方だとか、実務面のところをどうするかとか、そういったところがちょっと悩ましいところだったかなと思います。

(司会者)

そのあたりで悩ましかったこととかないでしょうか。4番の方、いかがでしょう。

(4番)

私は会社員ではないので、時間的なものは、特になかったんですけど、今行っていることを他の人に話すなというところを、1人で暮らしていたりしますし、言う相手もおらず、言っちゃいけないというバランスもあり、それを何日間ですかね、6日とか7日間ずっと黙っていたわけなんですけど、その辺がいい経験になりました。

(司会者)

治部さんは、裁判員の方に何にも言っちゃいけないという誤解があるようなところどういうふうに説明していますか。

(裁判官)

何も話してはいけないということではありません。評議，話合いの場で誰が何言ったとか，そういうことは皆さん自由に議論するために伏せていただきたいと申し上げていますが，法廷で行われたことは公開されていて，もちろん話してもいいことです。誰が何を話したか以外は基本的に話していいことになっておりますので，抱え込まずに周りの方に話したほうが気も晴れるというふうに説明しているところです。

(司会者)

裁判官からそれなりに説明しているつもりではあるんですが，やはりどこまで話していいのかなということをお感じになったわけでしょうか。

(4 番)

私に関してみれば，見るものとか，体験することですとか，あと皆さんがお使いになる単語一つ一つがすごく新鮮と言うとあれなんですけど，初めてのことばかりだったので，誰かに共有してほしかったときがありました。メモをとってみようかなとか考えたりもしました。それと，終わってからなんですけれども，やっぱり担当させていただいた事件が人が亡くなったりとかいう激しいものではなかったので，通常の心境では終わることができましたので，それよりは市民として普通に生活してきた日常の中で，ある一部ではこういったことが行われていたんだなということを知ることができた，今思ってみるとメモにはそういうことが書いてありました。

(司会者)

先ほど3番の方同じ事件担当されて，本当に虐待だったり，殺人だったらやめたかったけど，まだ覚せい剤だからということで，事件としては重いですけども，ありましたけど，それは4番の方の御感想があるように，殺人とかではなかったけど，やはり御担当された事件としてはまた違った意味での大変さというのは。

(3 番)

それはもちろんですね。やっぱり一人の方の運命を決めちゃうことですから。で

も、私の場合はその案件が分かったときにちょっと腹をくくって、本当に真摯にやろうというふうに言い聞かせて、だから逆に怖いとか、不安とかあまりなくて、とにかく真剣にやらなきゃと思って、とにかく知りたい、いろんなことが。彼がどうしてこういう経緯になったかとか、そういういろんなことをすごく知りたいなと思って、だから私、逆にもう一人ぐらい証人で聞きたい方がいて、でもちょっとそれはできなかったみたいで、その方には聞けなかったんですけど、とことんやりたいなと思いました。

(司会者)

先ほど4番の方、誰かと共有したいけど、話しちゃいけないのかなと。今日マスコミの人がいるから、ちょっと批判めいて聞こえるかもしれないですけども、何にも話しちゃいけないというふうに誤解をしている部分が裁判員の方ってあるんですかね。接するものって報道でしか接しないから、そうすると裁判員に守秘義務の縛りみたいになって、選ばれたことも言っちゃいけないのかしらと、私隠れてここに来なきゃいけないのかしらというふうに、何かそんな感じで裁判員をお務めいただいたという部分がありますか。

(6番)

非常にあります。まず、封筒が届いたときに主人は外国に勤務していて、日本にはいなかったんで、こんなの届いてしまった、どうしようと電話で話したら、それはね、家族である僕にも娘たちにも言っちゃいけないんだよと言ったんです。もちろん職場にも絶対に話しちゃいけないと言われたんです。それは何かでやっぱり読んだという話だったので。

(5番)

でも、それについては職場でやらなきゃいけないときは言わなくちゃいけないから、職場の人とか、家族でしたっけ、言ってもいいんですよね。

(6番)

2回目のお手紙が来たときにそれは書いてあったので、職場の方に言うときも施

設長をトイレに呼んで、すみません、まだそんなに話してはいけないんだろうと思ったので、一番上の人にしか話をしないで、あとの人にはちょっと伏せておきたいという話をしたりとか、あとは家で1人になると話しちゃいけない、話しちゃいけないと、やっぱりちょっと頭の中で私、実は裁判員、私、実は裁判員と回っちゃったところがありました。

(司会者)

5番の方も少し同じような感想が出ていましたけど、ここにたまたまお二人いるから、批判めいたことを言ってもしょうがないんですけれども、裁判所の広報の問題もあるのかもしれないんですけれども、どうも裁判員に選ばれたこと自体、とにかく一切合財何でも秘密にしておかなきゃいけないという誤解を招くような世間で報道がされているところがあって、皆さん不安になって、裁判官がいや、そんなことないですよと、おうちに帰ったらできるだけ皆さんに話をしてくださいと、それなるべく共有をして、それで腹をくくるといえるのはいけないからという話はしていますけれど、だんだんそれで話を聞きながら、それはそういうことだったんだというの分かるようにはなったということでしょうかね。

(6番)

はい。裁判が始まってからの方がこういうふうにしてこういう内容については言っていないけどということがはっきり分かったので、すごくそこで気持ちがほぐれました。

(司会者)

誰が何を言ったかということだけが言っていないことなので、皆さんその後、今後も続きますけど、同じことです。ですから、大いに参加して、こういう裁判に参加した、こういう事件だった、検察官と弁護人はこういう活動をしていた、こんな証拠が出てきた、こんな事件で、自分はこんなことを考えたということは全部お話ししていただいて、単に何番さんという人がこんな意見を述べていましてねということがいけないという話ですので、それ以外は大いにお話いただいて、周りの方

とできるだけ共有していただければなと思います。それで、あとお仕事との両立とかの関係でちょっとここはお伺いしておこうかなと思うのは、日程の組み方について、裁判官、検察官、弁護士で日程を組むときに、3日ぐらいで終わるものは月、火、水で終わりとかいうことなんですけれども、ちょっと長いものだとどうしようかと、週に1回、1日休みを入れようとか、10日間連続で終えちゃったほうがいいのかとか考えて、それで適宜休みを途中で入れたりするようにしているんですが、お仕事の内容、それぞれの感じ方によるとと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。それぞれ少しずつ間がぽつぽつあいたりしているようですけども、その辺で御感想などがある方っていらっしゃいますか。例えば3番の方はどうでしたか。

(3番)

私は働いていないので、特にそういう支障はなかったです。そして、こちらに伺わなきゃいけない日も1週間通して毎日というわけでもなかったのも、私だけの感想ですけど、別に私自身は特に大変ということはありません。

(司会者)

お仕事をされている方で週1ぐらいあいているのが都合がよかったとか、そういうようなあたりというのはいかがでしょうか。

(1番)

やっぱりちょっと間空けてもらったほうが、そのはざままで会社で仕事の整理とかもできるタイミングがあるんで、ぶっ続けでいくよりは何日かやって、1日インターバル空けてとやってもらったほうが多分ありがたいと思います。

(司会者) もうお一方ぐらい何かございましたら。

(5番)

お仕事はやっていないんですけど、体力的にやっぱり間があると助かりました。

(司会者)

確かにそればかり考えていると、ちょっとリフレッシュの期間があったほうが。

(5番)

やっぱり体力とかも考えてくれるといいかなと思います。

(司会者)

前半は割と一般的なお話を伺いましたけど、後半は具体的に事件に沿って話を伺いたいなと思います。一番近い方で1年ぐらい前の事件で、一番遠い方だと2年ぐらい前の事件なので、それぞれ皆さん記憶喚起されるのは大変かと思いますが、少しずつ法廷での話に入っていきたいと思います。最初に名前を確認したりして、その後起訴状を検察官が読み上げるという手続があったと思います。その上で黙秘権というのがあって、黙っている権利がありますよというような、など話した後に間違いがないかどうか聞いたところ、間違いありませんという話で、ちょっとだけ言い分があると、こんな感じだったんですかね。5番の方の事件は、殺意があったかどうかというのが、殺すつもりありませんでした、そこに争いがあった。その後に検察官と弁護人がオープニングステートメントに当たるような、冒頭陳述というのをしたと思うんです。それぞれ10分ぐらいだったと思います。事件の大まかな概要を、この事件はこんな事件ですと、検察官はこの事件をこうやって証明していきますというような。検察官としてはこういうふうはこの事件を見ていますという話があったと思います。続いて、弁護人から話があったと思います。皆様の担当された事件はどれもおおむね争いがない事件なので、恐らく弁護人からはここに着目してくださいという、話があったと思います。これがもっと大きな争いだと全然違いますということていろいろ出たかもしれませんが、特にポイントはここだと思いますという話があったんじゃないかなと思います。それが最初の30分間ぐらいだと。きっとその後お部屋に戻ってきて、ちょっと休まれて、またじゃ法廷行きますかと言うと、いろいろ書類の読み上げがあったりとか、写真を映したりとか、パワーポイントで検察官の説明があったりとか、あったんじゃないかと思います。地図が出てきたりとか、図面を見たりとか。最も多かったのは、見るだけじゃなくて、いろんな話を検察官が読み上げるというのがあったと思います。その過程で2番の方がおっしゃったような凶器が出てきたり、それから密輸入、3番の方、4番の方がや

ったような事件は薬物が出てきたりしましたかね、法廷で。証人が出てきて話を聞いたり、被告人本人が話をしたりして、1日なり2日なりの審理が終わったんじゃないかなと思います。終わった後に一番最後に検察官と弁護人がそれぞれ今度締めプレゼンテーションがあったと思います。締めのプレゼンテーションのときに、検察官は証明が十分ですということで、さまざまこんな証拠がありましたよねと、こういうふうにこの事件は見るべきですねと、こんな証人がいましたよね、信用できますよね、こういう点から信用できますよねとかいう話がいろいろあったと思います。片や弁護人もおおむね争いがない事件なので、やったことは間違いありませんと、ただここに注意してくださいと、動機に注目してくださいとか、やったことの犯行の態様に注目してくださいとか、さまざまなことがあったんじゃないかなと。あった上で、検察官も弁護人もそれぞれ、検察官はグラフのようなものが出てきて、検察官はこのグラフの真ん中あたりだと思います、だから懲役10年が妥当だと思いますみたいな話があったんじゃないかなと思います。弁護人もやったことは間違いありませんけど、こんなことに着目してください、そうするともっと刑は軽いですよね、懲役何年ぐらいですね、こんな話だったんじゃないか。少し流れが思い出されましたかね。そんな流れをたどって、じゃ話をしましょうかということになったんだと思います。さてそれで、争いがなかった事件だけに、何の話をすると、検察官と弁護人の話ってどこに対立点があるの、僕たちってどの部分に判断を求められているのかなとか、問題の所在ってどこなのかなとか、例えば何を評議すればいいのかなとかいうようなことって、要するに弁護士さんが言いたいことって何だったのかなとか、何か要するにというようにどこってお分かりになりましたでしょうか。その辺から、ちょっと証拠の中身の話をまず置いておいて、先に何が言いたいのと、検察官何が言いたいのと、より言うに弁護士かもしれないですね。弁護士さんって結局どこを争っているのとか、私たちに何が求められているのとか、何かそのあたりのことってお分かりになりましたでしょうか。いかがでしょうか。最後まで分かんないと判決に行かない、どこかで分かったと思うんですが、裁判官の説明

を聞いて分かりましたという、何かちょっとそれでいいのかなという感じがしますし、もうちょっと前から分かっていたよと、検察官と弁護人が最後のまとめのプレゼンテーションをして、あれでよく分かりましたという場合もあるし、最初の日は分らなかったけど、2日目になったら結構よく分かってきましたという場合もあるし、最初の日からよく分かりましたという場合もあると思うんです。どこで分かったか。きっと一番最後では分かったと思うんです。判決をしているぐらいですから。なので、どんな感じでしょうか。そのあたりをお聞かせ願えるといいと思うんですが、これは皆さんから伺ってみましょうか。逆回りしてみましょうか。6番の方からです。

(6番)

一番最初、罪はこんなことだよと言ったときは、悪い人だから、一番重くしちゃえみたいなことを思ってから、一つ一つ検察側の話を聞いて、そうなんだ、やっぱり悪い人なんだということをかみしめて、こことこことここが悪かったのねと、写真とかも出てきて、本人だけが、本人役で出ているものだったんですけど、そういうのが出てきて、やっぱりちょっとドキッとしたりとかしながら、今度弁護人の話を聞いて、そうか、そういうことを心にとめながらやっていかなきゃいけないのねというプラス、マイナス、プラス、マイナスで、中のどこをとっていいか結局分からない、いっぱい刑に処しちゃえばいいのにということから、ちゃんと一つずつ大体どのくらいの、このくらいの刑でこのくらいの何年というふうになっていますという表とかも出していただいて、そうかそうか、じゃそこからどういうふうに話すかですねということで、どういうふうに決めるかですねということで、本当全部お導きいただいて、一つずつかみしめて心で決めていったという、決まっていったという感じなんですけど、最初は私情から入り、だんだん検察側へ、弁護側へのうねりみたいなものがありながら決めた気がします。

(司会者)

検察官、弁護人にとっては心強い話ですよ。最初は不安で入るけど、1こま1

ここまで少しずつ分かってきて、最後は分かった状態だという。

(6 番)

お三方がいらっしゃらなかったら納得できなかったというか、どっちかの話ではいけないわけで、両方のお話を聞いた上で、しかも裁判官のまとめを伺って、そうかそうかという、こう思ったけど、そうか、そこはそうだったんだという一つずつを理解できたという形で数日過ごしました。

(司会者)

ありがとうございます。途中でも検察官、弁護士さんあれば。5 番の方、いかがでしょうか。

(5 番)

外国人の人が元旦那さんを刺しちゃったんですけど、はさみで。はさみを二つに分けて、その一つで刺しちゃった。裁判始まる前にみんな集められたときに、裁判長の人から事件の概要を全部教わって、そして殺意があるかないか判断すればいいみたいな感じで、最初にそういうふうに事件の概要を聞いていて、そしていよいよ裁判が始まったんですけど、弁護人が、私たち全員、6 人いたんですけど、後で話したんですけど、何かあまり被告人を助けてあげようという意思を感じられないなと。それで、検察官の方は本当に細かい、肺に達するところ、そこまでいくにはこれだけの力が要るから、そういうようなこととか、いろんなことを殺意があるということによって一生懸命それだけのことにものすごい資料を出して言っていたんで、こういうふうに裁判ってやるんだなというふうに思いました。でも、救急車に電話した 119 番通報、これが生で録音されたのを聞かされて、刺したのは事実だけど、そんな悪い人じゃないんだというような印象を受けました。

(司会者)

ありがとうございます。4 番の方、いかがでしょうか。

(4 番)

何日か通っている間に自分も多分慣れてきて、どこを見ていけばいいのかとか、

どこを考えていけばいいのかと一緒にいた皆さんと共有し始めて、あと裁判官の皆さんとかのアドバイスとかもすごく分かりやすくて、ここを見ていったらどうでしょうとか教えていただいた印象があります。システムは分からないんですけども、初めいろんな証拠ですとか書類を拝見していくうちに、被告人の人間性だとか、そこに彼が歩んできた物語みたいなものをだんだんみんなで共有し始めて、それについてこういうことを経てこうなっちゃったのね。この場所で彼の刑のサイズを決めるんだねというふうになってきたときに、見せていただいた写真だとか、実際の薬だったりとかと照らし合わせて、ただ自分が法律の知識がないものですから、そこに実際に目の前にあるものと法律との組み込み方というのが分からなくて、これは大変なんだなというのを思いました。データベースが出てきたときに衝撃を受けまして、データベースがあるんだと、それが重要な参考になるんだということも実はすごくびっくりしました。裁判長に説明していただいたことが非常に理解しやすかったのを覚えています。数字で書かなきゃいけないものに対する難しさとか、何年とか、そういったことが非常に印象に残っています。

(司会者)

最後に決めるところは評議の難しさなんでしょうけども、決断の。その前の途中のところはだんだんとやはり、最初に6番の方もおっしゃっていましたが、いろいろ聞きながら法廷での審理の展開を聞いてくると、それが入り、それを途中で皆さんと話していくうちにだんだん共有できてきて、この事件というのはどういうものなのかというのが少しずつ醸成されてくるというようなことなんだろうかな。ありがとうございます。3番の方、いかがでしょうか。

(3番)

今4番さんが本当におっしゃってくれたとおりで、やっぱり被告人がどうしてそういう罪を犯しちゃったかという経緯がだんだん分かっていくうちに、他の方との共有できるいろんな意見もいろいろあって、そこでとてもいろんなことが分かってきて、最後はやっぱり争う事件でなかっただけに、本人がいかに反省しているかと

いうことと、あと再犯のおそれがないかどうか、それが多分最後の論点だったと思うんですけれども、そういう意味で最後何年かと決めるのがやっぱりとっても難しいなとすごく思いました。私が決めちゃっていいんだろうかみたいな、そういう感じで、結局4番さんがさっきおっしゃったようにデータベースを見て、裁判官の方たちのアドバイスもいろいろ聞きながら最後の年数を決めたという感じで、やっぱり最後が一番難しいですね。年数を決めるというのは。

(司会者)

3番の方と4番の方、ありがとうございます。難しいところって、どれも事件は難しいんですが、2番の方は殺人未遂、5番の方も殺人未遂で、6番の方は傷害致死といって、普通に生活していても、ああ、こんな事件痛ましいなとか分かりやすいと、そういう意味では覚せい剤を密売するとか、実包を持っていたと。それがちょっとかけ離れているので、それが悪いことなんだろうけれども、どう評価したらいいのかという難しさなんではないかな、伺っていて感じていたのは。だから、それを最後刑に落としていくときに難しいという。殺人とかであれば、人を殺したの悪いことだけど、こういう理由でやったのねというのが何かすんと落ちてくるというのはあるんでしょうけど、密売とか拳銃の実包所持なんてかけ離れていますから、そういう感じでしょうかね。

(3番)

全く年数の決め方が分からなかったです、最後。

(司会者)

あとで1番の方にもお伺いしますが、1番の方も覚せい剤の密輸だから、そういう意味では、ちょっと日常生活から離れているという意味ではそういう面はあるんでしょうけれども。順番にしていたんで、2番の方、お願いします。

(2番)

法廷のときの冒頭陳述メモでは、検察の方の方は見やすい資料だったんで、それを出しながらの説明だったので、結構状況は分かりやすかったですけど、弁護人

側の方は文書でずらっとずっと状況説明という形で陳述されていたので、同じようなフォーマットだったらすんなり入りやすかったなというのはちょっと思い出してきて。

(司会者)

ちなみに、他の方に形だけお示しすると、2番の方の事件は、検察官は皆さんの事件でも出たようなものですね。弁護人の方がいわゆる普通のべた打ちのなんです。こういう文章。この違いですね。形式的な違い。

(2番)

そうです。それをずっと読み上げられていたので、だんだんと、登場人物もいっぱいいますし、分からなくなってきたというのはありました。

(司会者)

登場人物が多いんですよ、特に2番さんの事件は。

(2番)

多いんです。今回すごくいろいろ絡んでいて分かりにくいというのがあったんですけど、実際に進んでいくにつれて、証人というか、被害者が証言台に来るんですけど、どっちが被害者側なのかよく分からないような力関係といいますか、というのがありまして。銃で発砲しちゃった被告人も悪いんですけど、受けた側の被害者の人もすごく屈強な方で、弾が背中から撃たれて貫通じゃなくて、体の中にとまったというぐらいで、みんな評議に戻ったときにどっちの関係者だろうというようなのが結構ありました。

(司会者)

ありがとうございます。結局検察官と弁護人がいろいろプレゼンテーションをしたりとか、だから最後結論を出すまでに何が自分たちに求められているのかというようなこと、問題の所在は何かとかいうようなことはどの段階でわかるようになってきましたかねという話を振ってみたんです。極端な話、全然何も分からないけど、最後裁判官の説明を聞いて分かりましたということだとちょっと大丈夫かなという

感じ、大丈夫かなというのは裁判員の方が大丈夫なんじゃなくて、検察官と弁護人の活動は何だったんだろうかとなりそうなんです、途中で徐々に分かるようになってきましたというお話が今まで多かったところです。

(1 番)

そういう意味でいうと、本当に初日のところで、ちょっとうろ覚えの記憶ですけど、裁判長が今回の裁判に関して、論点はここですよ、具体的な刑期をどこに置るかという、本人、被告人も罪を認めた上でというところの説明があって、刑期をどうしますかというのが論点になりますよという、たしかそういうような説明を最初に受けていたかなという記憶が、うろ覚えですが。

(司会者)

1 番の方の事件がまた難しいのは、やったこと自体に全然争いがなくて、知的障害があるんですかね。

(1 番)

そうです。

(司会者)

その知的障害が影響しているのか、どのぐらい影響するのかというのでまた他の方と全然違う問題の所在があるんですね。それがどうしたんだということというのは、評議に行くまでにそれぞれの御主張で見えてきましたか。結局裁判長の方から本件の問題はそこなんですよというのは分かったとして、だからそれがどうしたんだというのは途中で検察官なり弁護人なりの主張なり説明なり、何かあったかなと思うんですが、そこ何か覚えておられることはありますか。

(1 番)

被告人に対する心理検査的なものの説明を、弁護人側からの証拠として精神鑑定の報告もあってというところで、被告人自身も知的レベルの問題をどのレベルで判断したらいいのかというのが精神鑑定の結果があったとしてもなかなか分かりづらいところがあって、普通にはたから見ている限りはそんな大差なく、経歴見ても通

常の方と変わらない生活をされているようなところで、善悪が判断できないレベルではない知的障害をどう判断したらいいのか、というのが正直裁判員のレベルではなかなか判断しづらかったような気がします。

（司会者）

ありがとうございます。検察官，弁護人，それから裁判官からももし何かありましたら。

（弁護士）

まず，この資料を見たときに，2番の裁判員経験者の方に弁護人が出した書面はどうかというのを是非聞いてみたかったんですが，もう感想を述べられたんで，そこはよく分かりました。3番と4番の経験者の方にお伺いしたいのは，弁護人が出した書面は，私がこれまで見ていた中では多くの弁護人が恐らくやっているであろうと思われるのは，A4なりA3の用紙1枚で，この事実をこういうふうに見てほしいというのを列挙して説明することが多いかなと思うんですが，3番と4番の方の経験された事件のメモを見ると図解なんですね。ちょっと変わっているなど。これについては分かりやすかったかどうかというところの御感想をまずお伺いできればなと思いました。3番の方，いかがでしたか，このメモは。まず，冒頭陳述メモですね。

（3番）

ちょっと覚えていないんですけど，でも今見た感じで言うとても分かりやすいです。ちゃんと真ん中に一番重要なことが，再犯の可能性というのが一番重要じゃないですか。それが小さいというふうに書いてあって，こういうことをおっしゃりたいんだなというのはとてもよく分かりました。

（弁護士）

何が弁護人として一番言いたいかがど真ん中に来ているので，すごく分かりやすかった，そういうことですね。

（3番）

そうです。

(弁護士)

4 番の方は御感想いかがですか。

(4 番)

今拝見していて、誘導性が高いなと思いました。真ん中に求めていることがどんと来ておりまして、こういう一般の企業とかでプレゼンテーションで出てくる資料に若干近いなと思いました。

(司会者)

それは、一般企業でやりそうなものなので、ある意味では違和感なく受け入れられそうでもあるんですが、考えようによっては裁判でこれでいいのというのはあるかもしれない。それは何かお感じになったことあるんですか。

(4 番)

ごめんなさい。そんな深くは考えなかったんですけど、言いたいことがものすごく分かりやすくなっているから、私はひねくれているから、はあと思うんですけど、でも先ほどの文章だけということを考えますと、ぱっと見で分かってしまうということがいいのか悪いのか。

(司会者)

そこは弁護人がおっしゃりたいことは伝わったということでしょうか。そこを最終的な判断に当たって重視するかどうかというのはまた別の問題だけど、弁護人が言いたいことは分かったと。

(4 番)

それはそうです。あと、ちょっと外れますけど、写真とかをパワーポイントみたいなので拝見したんですけど、これと一緒に。こういう写真があるんだと本当に思いました。検察官の方が出された写真とかをこういうの撮っているんだとか、こういうの入手してくるんだとか。

(司会者)

防犯カメラみたいなものですか、もしかすると。

(4 番)

そうです。

(司会者)

内偵捜査していたみたいなことでしょうか。

(4 番)

はい。そういうのあるんだなということを思って、それを見てからこういう弁護人を見ると、バランス的にプレゼンが強くなるのかなとか思いました。

(裁判官)

何人かの方から最後の年数のところは最後話合っとうやく分かるというお話でした。それはもっともだとは思いますが、現象としては、恐らく評議でやっている話合いと同じような論理構成で、検察官は論告の中で何年が相当だということを行っていると思うんです。グラフを示して、何年から何年はこういう事案で、何年から何年はこういう事案だから、何年から何年の中で、他のいろいろな反省とか考えたら何年だと言っているんですけど、そこではどこまで響いたかというところで、そこではあまり考えがまとまらなかったというような感触だった方もいたようには見えました。どういうところが足りなかったのかというのは、評議が終わってから振り返っておっしゃられることがあれば検察官もしくは弁護人にとってアドバイスになると思うんですけども、何か今分かるような方っていらないですか。

(司会者)

いかがでしょうか。検察官が論告で棒グラフみたいなのが出て、真ん中が高くなっているグラフが出て、検察官としてはこの山の中の上です、みたいな形のお話があって、だから懲役10年なんですというお話があったかと思うんです。最終的にそれに乗るか乗らないか、それは評議で決めることなんですけど、実はグラフを配ったりしているのって、先ほどデータベースがあるんだという話でしたが、裁判所が最後にやっているんじゃないくて、もうこの時点で出ているんですよね。場合によっ

ては弁護人の方も同じようにして、弁護人としてはこれのこの山の下の方です、というプレゼンをしていることもあり、実は当事者がやっているんですが、あまりそこが御記憶ないという感じなのか、響いていないという感じなのか、そのあたりはいかがなんでしょうか。もうちょっと検察官に響くようにやっていただいたほうがいいかとか。

(裁判官)

4 番の方とか何か。

(4 番)

グラフは衝撃だったので、覚えています。検察の方も多分弁護人の方もそのグラフを引用して話していたような記憶があります。グラフを採用するというのが私にとっては衝撃だったんです。多分背景もみんな違うんだけど、そこに当てはめていくんだなと確かに思いました。

(検察官)

こういう聞き方をさせていただいてよろしいですか。検察官は必ずグラフを多分出していると思うので、グラフが御記憶にあるかどうかはともかくとして、検事が言う懲役何年とかというのが、ああ、そうなんだと納得がいったのか、それともえっ、何でそういう結論になるのと思われたのか。弁護人もグラフ使われているかもしれないので、弁護人の方の懲役何年というのはそうなんだと思ったのか、何でかなと思ったのか、そういった印象は皆様いかがですか。

(司会者)

御質問の趣旨は分かりますでしょうか。それに乗るか乗らないかというのは最後決めることなんですけど、要するに検察官の理屈はこういう理屈だから、7 年なんだと、弁護人の理屈はこういう理屈だから、4 年なんだということがその場で御理解いただけたかということですね。いかがでしょうか。

(3 番)

私はとても理解できました。ただ、検察官側が7 年で、弁護人側が例えば5 年と

か4年とかとなったときに、その年数がどこから出てくるのかというのが一番よく分からなくて。

(司会者)

やっぱり検察官が7年というのであれば、こういう理由だから、このグラフの7年なんだということをもっと言ってくれるとよかったかなということですか。

(3番)

でも、多分こういう理由だから、7年とかって、そういうのってあるんですかね。その基準になるものがとにかく分からなくて、こういう罪だったら何年とか、こういう罪なら何年とかって、その基準がちょっとよく分からなかったんで。

(司会者)

3番の方はそういう御感想なんですけれども、それはそれで分かったよと、検察官が何年だと言う趣旨はそれなりに分かったよという方いらっしやらないでしょうか。4番の方。

(4番)

分かったよと思いました。

(6番)

私もそのときそう思いました。

(司会者)

6番の方の事件は傷害致死でリンチした事件ですよ。

(6番)

そうです。

(司会者)

それはいかがだったんですか。

(6番)

そのときも話になったんですけど、とても図が分かりやすく、検察官から出てきたものが。これを基本にみんなで見てしまっ、ああ、そうだ、弁護人側のも見

なくちゃねという。その中に出ている量刑グラフというのでまずびっくりして、これを基本に、これで何年ということが決まるんだという、そうなんだという感じです。だから、じゃこの辺になるのかなというぼやっとしたものがここで生まれたという感じでした。ここに決めなきゃいけないとは思わなかったし、そのときの裁判長や裁判官もここで決めろということではないということをはっきりおっしゃっていたので、そういう感じで思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

(検察官)

逆に検察官の求刑が分からなかったという方。特にはないですか。

(司会者)

そこまでの方はいらっしゃらないでしょうかね。何でそうなのというほどには思っていないということですかね。また別の意味では、弁護人と検察官は結論は違うことを言っているけど、どうしてその違いが出てくるのというのは疑問に思われたりしたことはなかったですか。特にほとんど争いがない事件だけに、同じストーリーを言っているのになぜ結論が違うのとか、逆にほとんど同じだけど、先ほど弁護人から質問がありましたが、ポイントはここですと、真ん中に書いてある、このことを考えるとそこがメルクマールになって、検察官はこう言っているけど、弁護人はこうなんだというのは、それは分かったと、そのあたりいかがでしょうか。例えば6番の方は検察官の言っていることは分かったと。こういう理由で何年なのね。弁護人が片や、そちらはそちらでそこが違うのねというのは何か見えませんでしたでしょうか。

(6番)

情状酌量の余地がこの辺にあるんじゃないかという御提案をたくさんされていて、本人も認めているし、やっぱりこの図でいくと下の方のことを言っているんだなというのを感じました。

(司会者)

そこはちゃんと伝わっているということですか。

(6 番)

はい、ここを見てほしいと。でも、本人も認めています。だから、余計ちょっと、この人がしゃべらなかつたらこの事件は解決に向かわなかつたんだよということを見てほしいとか、そういうことを教えていただいたような感じでした。

(司会者)

安心しました。6 番の方の事件はちゃんと伝わっていたようですね。6 番の方の事件は、確かに弁護人は同じグラフをもとにこんな事情やこんな事情があるから、軽くなるんだという、同じ土俵で戦っているんですね。

(6 番)

はい、そうです。

(司会者)

だから、その点がちゃんと伝わっていたと。

(6 番)

はい。

(司会者)

分かりました。この点について他にお話ある方いらっしゃいませんか。じゃ、言いたいことは分かりましたかという話は一通り伺ったんですけれども、あと先ほど少し写真の話が4 番の方から出たりしましたけど、法廷でさまざまな書類だとか、写真とか、図面とか調べたと思います。それから、証人尋問とか被告人質問とかあったと思いますが、それが頭に入っていたか、証拠調べをしていくときに何か分からないなとか、これ何のためにやっているのかなとか、そのあたりはなかったのかなとか、どうでしょうか。恐らく皆さんどの方も最初に書類の調べみたいなのが多かったと思うんです。証人が出てくるのって2 日目ぐらいになってから出てきたんじゃないですか。最初の日には何か書類いっぱい調べているけど、これ何のために

やっているのかというのって伝わってきましたか。そのあたりというのはいかがでしたか。時々刻々この部分が今解明されているのねというのはいかがでしたでしょうか。

（検察官）

具体的にお伺いしてよろしいですか。6番の方の事案は関係者がたくさんいるんですけれども、証人尋問がなくて、暴力を振るった別の人について全部供述調書という形になっていたと思うんですが、それが分かりやすかったか。

（司会者）

これ本当に証人がいないんですね、この事件。

（検察官）

そうなんです。逆に2番の方は関係者がたくさんいて、弁護人の請求した証人もいるんですけれども、証人尋問が逆にたくさんという形なので、お二人に是非御意見をお伺いできないかなと。

（6番）

確かに言葉で言われただけなので、自分で聞きながら、メモをとりながらいろいろな人の関係性を書いたりとかして、そこを理解しようと思ひまして、この人はこういうことを言ったということをつらつらつらつと、いただいたメモの中にばあっと書いて、後で読み返しても分かるようにして、お部屋で読んだりもしたんですけど、確かにこんがらがりそうにはなりました。でも、お部屋に帰ったときにみんなと話をしたので、あれはあっちの人だったんだというお話をして、みんなで大体つじつまが合ってきてという感じだったので、御本人の話はなかったけれども、みんな頑張りました。

（司会者）

特に、この人は聞きたかったなとかいうのってありますか。一生懸命メモとってという話でしたが、被害者の方はお亡くなりになっているから、仕方ないとして、関係者はたくさんいるんですよね。

(6 番)

でも、誰が来ても怖くて嫌でした。本物なので、本物の方とか見ちゃうと怖いかな。

(司会者)

やくざの中の話ですもんね。

(6 番)

そうです。主犯は別にいらしてという事件だったので、特に見たくなかった。見ちゃったら怖かったです。

(検察官)

冒頭陳述メモに誰がこういうことをしましたというのが一応は書いてあるんですけど、あまりそれは参考にとか役には立ちませんでしたか。

(6 番)

これがすごく参考になっていました。自分で書いたメモと照らし合わせて、こっちがこっちだ、この人がそうだそうだという、名前で言われたりとかいろいろされると、あれ、どの人のことだっけ、とかなっていたんですけど。

(司会者)

人物関係図が付いていて。

(6 番)

大変このメモはものすごく分かりやすいとみんなそのときの方もおっしゃっていました。

(司会者)

確かにこれ、いろんな人がいるから、誰と誰がどういう関係で、誰が何をしているのかが分かりづらいんですね。

(6 番)

はい。細かくこんなことを言ったというのはメモで照らし合わせて、この人がこれねという形ですり合わせました。

(司会者)

片や2番の方も同じようにいろんな関係者がいて、こちらは出てきたんですね、証人が。

(2番)

そうです。証人の方は出てきて、いろいろな話をして、その話は本当かどうかというところで出てきたんですけど、事実関係とかというのを確認しているんですけど、やっぱり争点は殺意があったかないかといったところで、ちょっとその場で話を聞いてもその最後に決めるというところの話自体は頭に残らなかったような感覚はあります。もらった資料とか写真とか出たときには加工されていて、心的ダメージというのはなかったというのは覚えているんですけど、何せ被害者側のイメージが強過ぎて、割と取り巻きの方たちも途中で何日か目に入ってきて傍聴席に座っていたりとかしていて、やっぱり離れてはいるんですけど、怖いなという思いもしましたし、いろいろ頭の中ぐちゃぐちゃになったのは覚えています。

(司会者)

どっちが被害者かなと思ったというのはこれですね。

(2番)

そう、ちょっと思っちゃうぐらいの感じだったです。

(司会者)

ありがとうございます。書類の関係では、特に検察官、何か聞くことがありますか。

(検察官)

今ちょっと加工がというお話があったんですけども、なので2番の方と5番の方と6番の方かなと思うんですけども、けがの写真ですとか、写真といいますか、写真自体は多分出されないで、加工されて、ここに傷がありますとか、そういったものが出されたのではないかなと思うんですけども、それを見て分かったかという点と、実際の写真とかを見たほうが分かりやすかったとか、そういった点について何か御意見をいただければと。

(2 番)

実際写真の方は、あれたしか本人が傷跡のここに当たったよとかという写真が出ていたのはあったんですけど、ただ実際に着用していたシャツとかの方は色が加工されていて、本当の血じゃないとか、そういう感じの写真だったので、そんな感じですよ。

(司会者)

先ほど拳銃を見たときに怖いなと思われたということですが、その写真は加工されていたこともあり、怖さというのはそれほどは感じずに済んだと。

(2 番)

そうです。資料としては。

(司会者)

5 番の方、検察官、6 番の方ですか。

(検察官)

5 番と 6 番の方もかなと思うんですが。

(5 番)

写真ありました。傷口の、現場の写真じゃなくて、裸みたいになっていて、刺されて、傷の写真です。現場のそのとき起こった状態の写真じゃなくて、後で病院で撮ったとか、そういう写真みたいでした。現物は、はさみを見せてもらって。

(検察官)

その傷の写真は、特に血が付いているとか、そういう写真ではなくですか。

(5 番)

血も付いていないです。傷口が写っている感じ。

(司会者)

後日の写真ということですか。

(5 番)

そうです。

(司会者)

6 番の方は唯一人がお亡くなりになっているので、一番悲惨なものがありそうですが、特にそういったものは出てこなかった。

(6 番)

はい。組の中のお部屋で起きた事件なので、まず図解でこちら側から写した写真がこれですとかいって、部屋の間取りとか、このところに出ている 1 回間違っ
て殴っちゃったソファがこれですとか、そういう感じで写っていて、あと本人がこ
こに座りましたというんで本人が写っていたという感じだったので、傷とかそうい
うのはまるで写っていなかったですけど、部屋の様子とか、こんなことまで写して
証拠で見せるんだなということを話した記憶があります。

(検察官)

じゃ、御遺体の写真というのは特に証拠として出るというのはなくですね。

(6 番)

はい、ありませんでした。ただ、その方がここでというその現場の写真はありま
した。

(検察官)

図面で例えばどの部分にこういうあざがありましたとか、けががありましたみた
いな人体図みたいなものとか、そういったのは。

(6 番)

それもありました。人間の形がこうあって、ここの太もものところに、こことこ
こにこういう傷がありました、ここは打撲でとか、細かいことまで載っていました。

(検察官)

その人体図でああ、どういうけがだったんだな、どういうけがというか、暴力が
あったんだなというのは御理解いただけましたか。

(6 番)

はい、理解できました。言葉が難しかったので、それは裁判官にお尋ねしたんで

すけど。

(司会者)

傷口のそのものの言葉が出てくる感じですね。

(6 番)

そうなんです。

(司会者)

専門用語のまま出てくる。

(6 番)

それがちょっと難しかっただけで。

(司会者)

3 番の方にお伺いすると、3 番の方は担当されたのが覚せい剤だったので、幸い今話題になったような傷口とかいうのはなかったのですが、先ほどおっしゃっていた殺人とかだったら辞退しようとかお考えになったのは、今のよう加工されていたとしてもやっぱりそういうものはちょっと嫌だなという、2 番さんとか6 番さん、5 番さんはしてくださっているわけですけど、そこは3 番さんとしてはそういう事件だとやっぱりそれはちょっとという部分もあったということなんですか。仮定の話になりますけど。

(3 番)

何か猟奇的なものとかでしたら、幾ら加工されていてもやっぱり想像しちゃうじゃないですか、頭の中で。そういうのはやっぱりちょっと精神的に耐えられないかなという気持ちはあります。

(司会者)

そのもの自体が加工されていても、要するにこれでお亡くなりになったのねということを考えてしまう。

(3 番)

想像しちゃいますよね。

(司会者)

ありがとうございます。だんだん時間もなくなってきましたけど、証拠調べの関係について、書類の話、それから証拠調べ全般についてお話伺っていましたが、あと証人尋問等について尋問をお聞きになっていて、お感じになったこととか何かございましたらお伺いできればと思いますけど、いかがでしょうか。証人尋問とか聞きながら、被告人質問とか。被告人質問を最後にやるんですよね。最後に被告人が登場してきたと思うんです。証拠書類が出てきて、証人が出てきて、最後に被告人質問をして、ようやくこれで分かりました、最初にやってほしかったんですという話が出て、そういうふうに行っているんですよねという話をするんですが、それはそんなふうにお感じになられましたか、そうでもないですか。最初に聞けば分かったのになみたいなのって。ここは裁判の構造上しようがないところはあるんですけども、そこはよろしかったですか。

(6 番)

順番的にはそうなっちゃうんだろうなという素直な感じで聞いていたんですけど、ちょっと余計なことを被告人が言っちゃおうとすると、弁護人の方がすみません、それはちょっと話がそれているので、話を戻してくださいとおっしゃってたりとかして、長くなっちゃうのでという話で、ちょっと余談もしたいだろうななんてちらっと考えたりもしたんですけども、順番はでも最後に。最後に御本人の話、声とか聞いて、しゃべり方とかからかいつまんで話を聞くにはそういう方法でやったほうがよかったんだなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。検察官、弁護人、ありますか。よろしいですか。今日は報道機関の方がいらっしゃるから、機会を設けようと話をされていて、何かございましたら。

(読売新聞)

ちょっと今日の本筋からはそれてしまうんですけど。1 番の方、被告人に知的障

害があつて、責任能力の程度とかが争点になったというところなんですか。

(1 番)

はい。

(読売新聞)

ちょっと難しかったとおっしゃっていて、きっとそうだろうなと思うんですが、もう少し詳しくどういったところが難しかったかというのと、あとこの人の意見に引っ張られがちになったとか、具体的にどのように判断されたかというのを可能な範囲で聞かせていただけますか。

(司会者)

前提を申し上げておくと、争点は責任能力の点は争いにはなっていないんですね、そのこと自体は。知的障害があるということ自体も争いになっていなくて、量刑判断に当たってそれをどの程度考慮するか、検察官も知的障害があることは前提とした上で、その考慮の仕方が違うということなんじゃないかな、という前提です。

(1 番)

知的障害のレベルをどう判断するかというところは、実際問題検察官の方、弁護人の方のお話も受けて、裁判長からの説明も受けてというところだったんですが、実際被告人の方が台湾籍の方でしたけど、実際に家庭を持っていたこともあるし、お子さんもおられて、そういった普通の人と同じような生活を、当然労働もされていたこともあって、一般人と変わらない生活をされていたというところで知的障害があるから、犯罪に手を染めたという判断がいいのかどうなのかというのがすごく悩ましいところで、実際被告人の方というのは50歳過ぎぐらいだったと思うんですけど、小柄なきゃしゃな女性で、か弱い感じの風貌で、裁判中も何度か泣くような状況もあって、そういう姿を見てしまうと感情に流されて、裁判慣れしていない裁判員は割と感情に左右されて判断をしそうになってしまうという、そういうところもあって、どこまで裁判員の立場として冷静になれるかどうかという、そういう自分なりのマインドコントロールはすごくやりづらかったというのが正直あるし、

他の裁判員の方も多分同様だったんじゃないかなと。だから、本人の姿を見てしまうところが裁判慣れしていない裁判員にとって、さっきのやくざさんの話じゃないですけど、見た目の風貌だけで判断しかねない怖さがあるなというのは正直やってみて思いました。ごめんなさい。質問に合っていますか。

(読売新聞)

大丈夫です。

(司会者)

ありがとうございました。司会の不手際でなかなか皆さんに実のある話を、いろいろおっしゃりたいことを言っていただけたかどうか甚だ不安ではございますけれども、お時間となりましたので、これでお開きにしたいと思います。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、さまざまな問題について御質問にも答えていただきまして、本当にありがとうございました。皆さんの貴重なお話を踏まえて、これから法曹三者、よい裁判にしていくなために努力していきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(3 番)

すみません。一つだけいいですか。私の友達で裁判員をやりたいという方がいるんです。選ぶに当たってそういう方を優先的に選んでいただけるということはできないんですかね。

(司会者)

私も制度をつくる者じゃないので、できないんですけども、今の制度においてはなかなかそれは難しいです。

(3 番)

そうならいいなという。

(司会者)

どうもありがとうございました。

以 上